

事務連絡
平成 30 年 9 月 28 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、
指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所
及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について

介護保険法に基づく各種サービスの指定に関する様式例については、「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する様式例について」（平成 24 年 3 月 13 日付厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）、「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成 18 年 2 月 20 日付厚生労働省老健局計画課事務連絡）及び「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設の指定等に関する規則（参考例）」（平成 11 年 7 月 16 日付厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡）においてお示ししております。

このほど、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」こととされ、各介護サービス事業所の指定申請に係る文書等を削減する観点から、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）（別添）において、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部を改正したところです。

改正省令の平成 30 年 10 月 1 日施行を受け、これまでお示ししていた様式例に下記の通り変更を生じるため、送付いたします。つきましては、様式例についてご参照いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対し配布願います。

従前、様式例をもとに、各都道府県・市町村において適宜様式を改変いただいていたところではありますが、様式の共通化や業務負担の軽減を通じた生産性の向上を図る観点から、今般の取組の趣旨をご理解いただき、本様式例をご活用くださいますよう、お願いいたします。

なお、既に従来の様式を用いて指定申請の手続を進めている事業所につきましては、改めて本様式例にて申請いただく必要はございません。

記

第一 様式例の主な改変点

- 1 改正省令の施行に伴い、指定申請等にかかる文書の記載項目や添付書類の一部を削除することとしています。
なお、改正省令中、削除している「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 119 号）等において、指定申請の際の申請事項として引き続き求めることとしています。
- 2 人員及び設備基準の確認等、事業所の指定に際し必要な情報に限定し、重複した記載項目を省略することとしています。
- 3 ファイル形式について、Word 形式と Excel 形式が混在していたところ、Excel 形式に統一しています。
- 4 各項目記載時の負担軽減のため、一部項目について、該当項目をチェックボックスによって選択できるようにしています。
- 5 平成 26 年介護保険法改正による地域密着型通所介護の創設及び平成 29 年介護保険法改正による介護医療院の創設を受け、様式例中に地域密着型通所介護及び介護医療院を加えています。
- 6 平成 26 年介護保険法改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、居宅介護支援事業所の指定申請を都道府県向け提出様式から市町村向け提出様式に移行しています。

第二 その他の文書の削減について

報酬請求関連文書については、引き続き実態把握及び様式の見直しを行ってまいります。本事務連絡においてお示ししている参考様式 1（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）は報酬請求関連文書にも該当するため、必要に応じ更なる見直しを行う予定です。

以上

別添

- 1 指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所向け様式例
- 2 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所向け様式例